

関西学院大学 研究成果報告

2026年 4月 6日

関西学院大学 学長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：前田雅子

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	☒ 特別研究期間 ☐ 自由研究期間 ☐ 大学共同研究 ☐ 個人特別研究費 ☐ 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	違法な授益的行政行為の職権取消し制限論の再検討
研究実施場所	関西学院大学法学部
研究期間	2025年 4月 1日 ～ 2026年 3月 31日 (12ヶ月)

◆ 研究成果概要 (2,500字程度)

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

下記の通り、本研究課題に関して研究を実施した。

まず、日本の職権取消し制限をめぐる戦後の行政法学説および裁判例に考察を加えた。これにより次のような知見を得た。

最高裁判例では当初、農地法関係の紛争の中でその利害関係を反映した判示が重ねられ、それを受けた学説においては、給付決定に特有の利益状況に即した理論的考察が十分に行われず、そのため給付決定の職権取消し制限論が深められなかった。社会保障の給付決定の多くは、その要件および効果（給付内容、給付額）が根拠法により羈束される行政行為であることを理由に、その違法事由が直ちに職権取消しの要件を満たすとして、利益衡量や裁量それ自体に否定的な考え方がみられた。近年の最高裁判決（最判令和3年6月4日民集75巻7号2963頁）が「受給要件を満たさない受益者は本来保持すべき利益を奪われるにすぎない」旨の考え方を明示して、生活再建支援金支給決定の取消しを適法としたのは、その影響から脱していないとみられる。同判決は、今後、日本における給付決定の職権取消し制限論の隘路となるおそれが大きい。

最近の学説は、職権取消し制限論を、不利益処分の裁量統制の一般論という枠組みで把握し直す視点を提示するものの、社会保障の給付決定の職権取消しについて衡量や裁量が認められる論拠やその統制のあり方を明確にしているとはいえない。こうした学説では、社会保障給付決定の取消しの効果、とくに既支給分の返還に結び付いた遡及効の有無、打撃緩和措置について、個別事例の具体的な事情を考慮に入れた裁量が認められているが、比較衡量において次元や基準時の異なる事項が総合考量される結果、取消しをするかしないかの判断と、その効果や内容に関する判断が渾然一体となる傾向があり、そのため、金銭給付決定に関して、根拠法への不適合でもって取消しの要件が満たされたことを前提に、裁量審査の焦点が主に相手方に与える打撃緩和措置（とくに分割返済）に焦点が合わせられてしまい、職権取消しを適法とする方向に傾く結果となる。

以上の本研究をつうじて、職権取消しの制限法理を再検討するうえで、①根拠法・法分野の趣旨目的に照らした解釈、②取消しの判断構造の分節や利益考量の整序、③信頼保護の実質である利益の捉え方・衡量の仕方という視点が不可欠となることが明らかとなった。

次に、これらの視点に立脚して、給付決定の職権取消しに係るドイツ連邦行政裁判所および連邦社会裁判所の判例を丹念に分析した。そして、これらに関係するドイツ行政法学説を検討した。さらに、従前の判例法理が、ドイツ連邦行政手続法および社会法典第10編の関係規定の立法、解釈にどのように反映されているかを考察した。

①根拠法・法分野の趣旨目的に照らした解釈に関して、ドイツでは、社会保障分野の趣旨目的に鑑みた規律として、社会法典第10編に職権取消しについての規定、さらに個別法の特則が置かれている。こうした規律の乏しい日本においても、給付決定の根拠法は、法律による行政の原理のもとで違法状態の是正として職権取消しを要請するのみならず、受給者にとって不利益となる取消し権限の行使そのものを規律しているとの見方が重要である。つまり、根拠法それ自体が、信頼保護原則のもとで違法な処分をどのように是正するかにつき、処分後に相手方に生じている利益その他の諸事情を、取消しに当たってこれらを適切に考量、衡量したうえで取消し権限を行使しなければならないという要請を含意するといえる。

②取消しの判断構造の分節や利益考量の整序に関しては、ドイツでは職権取消しの規律が立法化された後もなお、取消しの要件認定における非定型事由の衡量、取消しの効果に関する裁量が認められており、その判断のあり方をめぐって立法化前の判例が参照されている。まず、職権取消しの要件認定に、原処分の違法のみならず、相手方等の被る不利益を考慮に入れた比較衡量を位置づけることが求められる。そのうえで次に、取消しの遡及効・内容などの効果裁量を認めて、その統制を考察することが求められる。

③ドイツでは、信頼保護の実質である利益の捉え方、衡量の仕方に関して、「生活設計[Disposition]の保護」という観念を軸にして学説・判例が蓄積されている。つまり、信頼保護は、行政庁の決定の存在を信頼して自らの生活状況をそれに相応するものにした私人は保護されなければならないことを意味する。この観念を前提にすると、相手方の被る不利益の実相に視線を向けて、これを比較衡量の中に位置づけ直す必要が生じる。ここでいう不利益の実相とは、取消しの結果、既支給分の返還を求められ、また今後は給付を受けられなくなることにより、当該処分の効力（支給される金銭）を前提に築かれた受給者の生活にどのような影響をもたらすか、取消し後の生活を再建、安定させることが困難となることである。

上述した考察を踏まえて、上記の最高裁判決をはじめ裁判例をあらためて批判的に考察した。また、日本における職権取消し制限論の再構築を試みることで、社会保障の職権取消しに関係する法令上の規律である不正利得徴収に係る個別法の規定を再解釈し、その延長にあるべき立法を構想した。

以上の研究成果は、裁量の判断過程審査のあり方に関わる部分については、前田雅子「生活保護基準改定の裁量と判断過程審査」ジュリスト1619号（2026年2月1日）で公表した。また、研究成果の全体は、2026年度、関西学院大学法学部法政学会の発行する『法と政治』に掲載する予定である。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。